

お知らせ

記者発表資料

令和5年7月18日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、不誠実な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

奈良県緑化土木協同組合 奈良県奈良市東紀寺町2-8-8

2. 指名停止措置期間

令和5年7月18日 ～ 令和5年10月17日 (3ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

- ① 奈良県緑化土木協同組合は、令和5年3月15日に淀川ダム統管理事務所発注の「天ヶ瀬ダム右岸法面対策工事」を落札したが、会社経営の悪化により廃業の方向であるため、令和5年3月20日に契約辞退届を提出した。
- ② 奈良県緑化土木協同組合は、令和4年10月19日に奈良国道事務所発注の「大和御所道路小槻高架橋P71L下部他工事」の契約を締結したが、会社経営の悪化による廃業が決まり、当該工事の履行ができなくなったため、令和5年3月22日に履行不能届を提出した。奈良国道事務所は工事請負契約書第48条5号に該当すると認定し、同条の規定に基づき、令和5年4月11日に解除通知を行った。
- ③ 奈良県緑化土木協同組合は、令和4年8月30日に滋賀国道事務所発注の「国道1号瀬田地区他歩道設置工事」の契約を締結したが、会社経営の悪化による廃業が決まり、当該工事の履行ができなくなったため、令和5年4月10日に履行不能届を提出した。滋賀国道事務所は工事請負契約書第48条5号に該当すると認定し、同条の規定に基づき、令和5年4月25日に解除通知を行った。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）及びこれを準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1ヵ月以上9ヵ月以内</u>



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約課長

はらだ あきのり
原田 明典 (内線2511)

◎総務部 専門調査官

おかざき はるよし
岡崎 晴好 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約管理官

いけじり やすひと
池尻 泰人 (内線130)

◎総務部 経理調達課

課長補佐

こいそ まさとし
小磯 政敏 (内線132)